

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求事件
国側当事者・国(青梅税務署長)
令和4年1月14日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	中谷 冴一 和賀 公紀
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	古川 禎久 青梅税務署長 庵原 哲也
被告指定代理人	別紙1指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

青梅税務署長が令和元年5月22日付けでした原告の平成27年分、平成28年分及び平成29年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、沖縄県うるま市に所在の合計10筆の土地(以下、同土地の全部又は一部を指して「本件各土地」という。)の売却に関して、その売却代金の管理等を訴外乙(以下「乙」という。)に任せていたところ、乙により同売却代金の一部である合計3億4754万3000円(平成27年分につき1億1700万円、平成28年分につき1億1302万3000円、平成29年分につき1億1752万円)を横領された(以下、この横領を「本件横領」という。)ことから、本件横領に係る損失の金額につき雑損控除がされるとして、平成27年分から平成29年分まで(以下「本件各年分」という。)の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の各更正の請求(以下「本件各更正請求」という。)をしたが、青梅税務署長から本件各更正請求につき更正をすべき理由がない旨の各通知処分(以下「本件各通知処分」という。)を受けたため、本件各通知処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

本件に関する法令の定めは、別紙2「関係法令の定め」に記載のとおりである

2 前提事実(争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 本件各土地の相続及び売却

原告は、平成26年5月●日、被相続人を原告の父親である丙（以下「被相続人」という。）とする相続（以下「本件相続」という。）により、沖縄県うるま市に所在する合計10筆の土地（本件各土地）の所有権を取得し、うち2筆を平成27年10月に1億2500万円で、うち6筆を平成28年5月から同年11月までに合計1億2572万3000円で、うち2筆を平成29年1月から4月までに合計1億2764万円でそれぞれ売却した（甲14、19、乙1～3、20）。

(2) 本件各年分の確定申告及び更正処分について

ア 原告は、別表1ないし3の各「確定申告」欄記載のとおり、青梅税務署長に対し、本件各年分に係る所得税の確定申告書（以下「本件各確定申告書」という。）を提出した。

なお、本件各確定申告書には、それぞれ「譲渡所得の内訳書」（以下「本件各内訳書」という。）が添付されているところ、本件各内訳書のうち、平成27年分及び平成28年分の各確定申告書に添付されていたものには、本件各土地の売却理由につき「借入金を返済するため」という項目にチェックがされていたが、平成29年分の確定申告書に添付されていたものには本件各土地の売却理由についての記載はなかった。（乙1～3）

イ 青梅税務署長は、平成29年7月28日、原告が平成28年分の所得税等の申告において、予定納税額を控除していなかったことから、別表2の「更正処分」欄記載のとおり、同年分の所得税等の税額等の更正（以下「平成28年分更正処分」という。）をした（乙4）。

ウ 原告は、平成30年7月23日、平成29年分の所得税等の申告において、予定納税額を控除していなかったとして、別表3の「更正の請求」欄記載のとおり、同年分の所得税等の税額等につき更正の請求をし、青梅税務署長は、平成30年8月28日、別表3の「更正処分」欄記載のとおり、同年分の所得税等の税額等の更正（以下「平成29年分更正処分」という。）をした（乙6）。

(3) 別件訴訟について

ア 原告は、本件各土地の売却並びに原告名義の普通預金口座（A銀行●●支店・口座番号●●●●（以下「本件口座」という。））及び売却代金の管理を任せていた乙が、本件各土地の売却代金の一部を横領したとして、乙に対し、不当利得に基づき3億4754万3000円及びこれに対する平成29年9月11日から支払済みまで民法704条前段所定の法定利息の支払を求めて、東京地方裁判所立川支部に別件訴訟を提起した（甲14、18、19）。

イ 東京地方裁判所立川支部は、平成30年10月11日、弁論の全趣旨により、乙が請求原因事実を争ったものと認めるとした上で、証拠及び弁論の全趣旨によれば、請求原因事実が認められるとして、原告の別件訴訟に係る請求を認容する旨の判決（以下「別件判決」という。）をし、別件判決は同月27日に確定した（甲19、20）。

(4) 本件各更正請求等

ア 原告は、平成30年11月16日、本件各年分の所得税等について、それぞれ本件横領による被害にあったことを理由に雑損控除を適用して計算した税額による更正を求める旨の本件各更正請求をした（甲1～3）。

イ 青梅税務署長は、本件各更正請求に対して、令和元年5月22日付けで本件各更正請求につき更正をすべき理由がない旨の各通知処分（本件各通知処分）をした（甲4～6）。

ウ 原告は、令和元年6月9日、本件各通知処分を不服として、青梅税務署長（再調査審理庁）に対して再調査の請求をしたが、青梅税務署長は、同年8月30日付けで同再調査の請求をいずれも棄却する旨の決定をした（甲7、8）。

エ 原告は、令和元年9月16日、本件各通知処分を不服として、国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和2年6月4日付けで、同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（甲9、13）。

（5）本件訴えの提起

原告は、令和2年10月14日、本件訴えを提起した。

3 被告が主張する本件各通知処分の根拠及び適法性

本件において被告が主張する本件各通知処分の根拠及び適法性は、別紙3「本件各通知処分の根拠及び適法性」に記載のとおりである。

第3 争点及び争点に関する当事者の主張

1 本件横領の存否

（原告の主張）

（1）原告は、乙に対し、本件各土地の売買等に関する金銭管理を委ねていたところ、乙は売却代金の一部である3億4754万3000円を横領し（本件横領）、別件訴訟において、本件横領に係る原告の乙に対する同額の不当利得返還請求を認容する旨の別件判決がされ、別件判決は確定した。

（2）被告は、被相続人が乙に対し2億2000万円の債務を負っていたと主張するが、そのような事実はなく、平成28年11月13日付け「相続についてのお尋ね（相続税申告の簡易判定シート）」（乙20。以下「本件お尋ね」という。）は、乙が原告の同意なく青梅税務署に提出したものにすぎない。

なお、原告は、本件相続に関する相続税の対応を乙に任せていたものであるが、乙が虚偽の内容を含む本件お尋ねを提出したのは、一時的にせよ相続税の支払を免れて、本件相続に係る相続財産をできる限り横領するためであったと考えられる。

（被告の主張）

（1）原告は、別件判決等を根拠に本件各年分において本件横領による損失が生じたとするが、別件訴訟においては、乙は一度も裁判所に出頭しておらず、本件横領の事実の有無について実質的な審理は行われていない。加えて、乙は、別件訴訟の弁論終結後に原告の主張を否定する旨を記載した答弁書を提出するなどしていたのであるから、確定した別件判決の存在をもって、本件横領の事実が認められるものではない。

（2）また、以下のとおり本件横領の事実の存在を疑わせる事情があり、本件横領の事実が立証されたということとはできない。

ア 原告は、本件口座の開設後から本件横領が発覚するまで乙に本件口座の管理を任せており、本件口座から現金での引出しや振込みによって乙に売却代金を横領された旨主張する。

しかし、本件口座の取引明細（乙17）によれば、本件口座からの乙宛ての送金記録は合計1億7400万円にとどまるほか、本件口座から原告宛ての送金記録も多数存在しており、本件口座の管理を乙のみが行っていたのか判然としない。

イ 原告は、乙に本件各土地の売却等に関する金銭の管理を委ねており、また、乙に報酬を支払う旨記載された顧問契約書を作成したとしながら、別件訴訟で提出した陳述書（乙1

9) では当該契約に係る報酬は支払っていないとされている。

しかしながら、原告が乙に依頼した業務の内容及びそれに対する報酬の額が不明である以上、乙が原告からの委任の範囲を超えて横領したか否かを確認することができているとはいえず、また、本件横領の額の中に乙に対する報酬が含まれていないといえるのかという疑問もある。

ウ 本件各内訳書のうち平成27年分及び平成28年分の各確定申告書に添付されたものには、本件各土地の売却理由につき「借入金を返済するため」との項目にチェックがされているところ、本件相続に関して青梅税務署長に提出された本件お尋ね(乙20)には、被相続人が乙に対して2億2000万円の債務を負担していた旨が記載されており、本件口座から乙宛てに送金された金額(1億7400万円)は上記債務の金額よりも少額である。

これらの記載内容からすると、仮に、本件口座を乙のみが管理しており、かつ、本件口座の預金を乙が自己に帰属する金員として費消していた部分があったとしても、当該金員は被相続人に対する貸付金の返済として受領したものではないかとの疑いも生ずる。

2 雑損控除の時期等

(原告の主張)

(1) 横領による被害が発生した場合においては、各被害発生年度において、当該年度に生じた被害額を雑損控除の対象となる損失として計上できると解するのが相当である。

すなわち、法人税基本通達2-1-43は、他の者から支払を受ける損害賠償金の額は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、法人がその損害賠償金の額について実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める旨を定めており、益金の額に算入する収益の額の帰属年度については、原則として権利が確定した日が属する年度となること(権利確定主義)、所得税法においてもこれと同様に解釈するのが合理的である。

なお、上記の点は、所得税基本通達51-7及び8が、横領被害による損害賠償金の金額の確定やその支払があった場合、それらの事実が属する年分において考慮するのではなく、遡及して横領による損失が生じた年分の申告内容の訂正をする旨を明確に定めていることから明らかである。

(2) 以上によれば、仮に、原告の乙に対する請求権(以下「本件債権」という。)についての「支払を受けるべきことが確定した日」を別件判決の確定日としたとしても、当該確定日は本件各年分より後の平成30年10月27日であることから、本件各年分については損失のみが計上されることになるというべきである。

(被告の主張)

(1) 居住者又はその者と生計を一にする親族の有する資産について、災害、盗難又は横領による損失が生じた場合において、その年における損失の金額の合計額が、その損失の金額のうちに含まれている災害関連支出の金額の多寡に応じて定められている限度額を超えるときは、その超える部分の金額が、その者の総所得金額等から雑損控除として控除される(所得税法72条1項)。これは、どの家計にも災害や病気などに伴う資産の損失や特別な支出が生ずるところ、かかる損失等のうち日常生活に通常伴う程度のもは課税最低限でカバーされる一方、それが相当の額となれば、その損失等による担税力の減殺も当然に生ずることになるから、一般的な家計の負担の水準を上回って偶発的に損失や支出を余儀なくされるもので、

災害、盗難又は横領という不可避的な損失については、納税者の税負担を軽減するための税制上の配慮として設けられたものと解されている。

他方、所得税法72条1項は、雑損控除の対象となる損失の金額は、保険金等により補填される部分の金額を除いて算定する旨規定しているところ、その趣旨は、雑損控除が所得税法に定められた所得控除の一種であり、一定の金額を超える雑損失は納税者の担税力を弱めるという考え方にに基づき、この担税力の低下を課税上考慮しようとするものであり、保険金等でその損失の金額が補填される部分については、実際に損失が生じているとはいえず、担税力が低下したとはいえないことにあると解される。

そして、横領による損失については、同損失が発生した場合に同時に発生する横領行為者に対する損害賠償請求権が回収不能となったときにその属する年度の損失として確定し、その損失が雑損控除の対象として控除されるものと解される。

(2) なお、原告は、法人税法基本通達2-1-43に係る取扱いを前提として、各被害発生年度において当該年度に生じた被害額を雑損控除の対象となる損失に計上できるなどとする。

しかし、法人税法においては、不法行為により生じた損失の額を損金の額に算入するとともに、相手方から支払を受ける損害賠償金の額を益金の額に算入することとしているのに対して、所得税法においては、不法行為により資産について生じた損失の額を、その資産の区分に応じて必要経費に算入又は雑損控除の対象とした上で、相手方から支払を受ける損害賠償金の額については、これを損失の額から控除するとともに、各種所得の収入金額には算入しないこととしているものであり、法人税法と所得税法とでは、不法行為により生ずる損失の取扱いが基本的に異なっているのであるから、法人税法基本通達に係る取扱いが所得税法の雑損控除の対象となる損失の額の計算において参考になるものではない。

3 乙からの回収可能性について

(原告の主張)

前記2(原告の主張)によれば、本件横領による被害が発生した時点で損失を計上し、その後、「支払を受け」あるいは「支払を受けるべきことが確定した」場合に、これがその日の属する年度の所得として計上することになるため、損失の計上との関係では、原告の乙に対する本件債権が回収不能か否かは問題とはならないと解される。

仮に、損失として計上するためには本件債権につき回収不能であることが必要とされたとしても、乙は、別件訴訟において答弁書を提出せず、期日に一度も出頭しなかったこと、乙が別件訴訟で提出した移送申立書(甲15)には「現在定職についておらず、不定期のアルバイトで最低限の生活費を得ている状態であり、東京地方裁判所立川支部に出廷する交通費も捻出することが不可能である」とされていること、乙は原告からの平成30年2月5日付け内容証明郵便を受領せず、現在に至るまで音信不通であること、原告は、興信所に依頼して乙の銀行口座の調査を行ったが、同調査により確認された口座の残高はほとんどなく、強制執行により本件債権の回収を図ることもできない状況にあることなどに照らせば、本件債権については回収不能というべきである。

(被告の主張)

(1) 一般に、債権の回収不能とは、債務者の資産・負債の状況のほか、債務者の生活状況、素質、能力及び年齢その他諸般の状況に照らし、社会通念上、債権の回収が不能となったような場合を意味するものと解される。

(2) 本件においては、原告が調査したとする乙の口座の情報（甲24）は、平成30年1月15日時点における口座の状況を表したものであり、本件各年分の年末の時点における乙の口座の状況を表したものではないから、上記口座の情報により乙に対する本件債権が回収不能になっていることが証明されているとは認められない。

かえって、本件横領が存在するのであれば、乙は、本件各年分において、いずれも1億円以上の金員を横領していたことになるのであるから、それぞれの年末の時点において当該金員を全て費消し、原告の乙に対する本件債権が回収不能になっていたとは考え難い。

(3) 原告は、乙が、別件訴訟において具体的な反論をせず、期日に出頭しなかったことなどから乙に返済の意思がなかったことを回収不能の根拠とするが、乙は、平成30年6月4日付けで別件訴訟について移送申立書（甲15）を提出しており、期日に出頭しなかったのは遠隔地であったためと考えられることのほか、弁論終結後ではあるものの答弁書を提出するなどしているのであって、乙から具体的な反論がなかったなどとする原告の上記主張は事実反するものであって、回収不能を証明するものとはならない。

第4 当裁判所の判断

1 本件横領の存否（争点1）

(1) 原告は、乙による本件横領により合計3億4754万3000円の損失を被ったと主張し、これに関して別件判決（甲19）を提出する。

ア しかしながら、前記前提事実、証拠（甲19）及び弁論の全趣旨によれば、別件訴訟については、第1回口頭弁論期日に被告である乙が出頭せず、弁論終結後に原告の本件横領に係る主張を否認する旨の答弁書が提出されているところ、東京地方裁判所立川支部において、弁論の全趣旨により乙が請求原因事実を争ったものと認めるとした上で、原告が提出した証拠及び弁論の全趣旨によれば、請求原因事実が認められるとして、原告の別件訴訟に係る請求を認容する旨の判決（別件判決）をしたものと認められる。かかる別件訴訟の審理の経過等に照らせば、別件訴訟においては、本件横領の存否についての実質的な審理はほとんどされていないことが認められ、別件判決の存在をもって直ちに本件横領の事実を認めることはできない。

イ また、前記前提事実、証拠（甲14、乙17、20）及び弁論の全趣旨によれば、原告が乙に管理を委ねて本件横領がされるに至ったと主張する本件口座から乙宛てに合計1億7400万円が振り込まれているところ、本件各内訳書のうち平成27年分及び平成28年分のものにおいては、本件各土地の売却理由が借入金を返済するためとされていること、本件相続に関して原告名義で青梅税務署に提出された本件お尋ねには、被相続人が乙に対して2億2000万円の債務を負担していた旨が記載されていることが認められる。これらの各事実によれば、上記1億7400万円については、被相続人が乙に負担していた借入金債務の返済に充てられたことが否定できず、その余の本件口座の引出し等に係る金額を乙が取得していたことを裏付ける的確な証拠もない。

ウ 加えて、証拠（乙17）及び弁論の全趣旨によれば、本件口座から原告宛ての振込みのほか、原告から本件口座への振込みもされていることが認められるところ、本件各土地の売却代金の管理のための本件口座に原告自身が多額の金員を振り込む合理的理由も見られず、これらの点に鑑みると、本件口座の管理を全て乙に委ねていたという原告の主張に疑問を抱かざるを得ない。

(2) なお、原告は、本件お尋ねに関して、乙が原告に無断で提出したものであると主張するが、証拠（甲7、34、乙20、22、23）及び弁論の全趣旨によれば、本件お尋ねの用紙は青梅税務署から原告宛てに送付されたものであり、本件お尋ねが同封された返信用封筒には、原告の住所地を管轄する青梅郵便局による平成28年11月19日の通信日付印が押されていること（当時の乙の住所地は神戸市である。）、本件お尋ねの回答者欄には原告の住所氏名のほか、原告が使用する携帯電話の番号が記載されていることなどに照らせば、原告自身が本件お尋ねを作成して青梅税務署に送付したことがうかがわれ、少なくとも本件お尋ねを全く把握していなかったなどという原告の上記主張は信用し難い。

(3) 以上に照らせば、原告が主張する本件横領の事実を認めることはできず、その余の点について判断するまでもなく、本件横領に係る損失の額を所得税法72条1項所定の雑損控除として本件各年分の総所得金額等から控除することはできない。

2 本件各通知処分 of 適法性

以上を前提にすると、原告の本件各年分における納付すべき所得税等の額は、別紙3「本件各通知処分の根拠及び適法性」に記載のとおりであり、これらの金額は、平成27年分の所得税等の確定申告、平成28年分更正処分及び平成29年更正処分に係る各納付すべき税額といずれも同額であるから、本件各通知処分はいずれも適法である。

3 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 中畑 啓輔

裁判官 池田 好英

(別紙1)

指定代理人目録

高橋紀子 木村智広 今中 暉 中村芳一
金光昭二 的場将男 佐藤公信

以上

5



(別紙2)

関係法令の定め

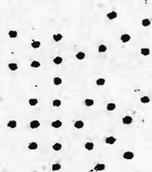
1 国税通則法（以下「通則法」という。）

5 通則法23条1項柱書きは、納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は26条（再更正）の規定による更正があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができ
10 る旨を規定し、その1号は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し上記更正があった場合には、当該更正後の税額）が過大であるときと規定している。

2 所得税法

15 所得税法72条1項柱書き（租税特別措置法31条3項3号による読替え後のもの）は、居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び第70条第3項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は
20 盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の
25 総所得金額、長期譲渡所得の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する旨を規定している。

以上



本件各通知処分の根拠及び適法性

1 本件各通知処分の根拠

(1) 平成27年分

- ア 総所得金額 1431万1376円
上記金額は、原告が平成27年分確定申告書第一表に記載した総所得金額と同額である。
- イ 分離長期譲渡所得の金額 1億1464万0000円
上記金額は、原告が平成27年分確定申告書第三表に記載した分離長期譲渡所得の金額と同額である。
- ウ 所得控除の額の合計額 114万7738円
上記金額は、原告が平成27年分確定申告書第一表に記載した所得控除の額の合計額と同額である。
- エ 課税される所得金額
- (ア) 課税総所得金額 1316万3000円
上記金額は、前記アの総所得金額1431万1376円から前記ウの所得控除の額の合計額114万7738円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)及び(3)の各エ(ア)において同じ。)であり、原告が平成27年分確定申告書第三表に記載した課税総所得金額と同額である。
- (イ) 課税分離長期譲渡所得の金額 1億1464万0000円
上記金額は、前記イの分離課税の長期譲渡所得の金額であり、原告が平成27年分確定申告書第三表に記載した課税分離長期譲渡所得の金額と同額である。
- オ 課税される所得金額に対する税額 2000万3790円
上記金額は、下記の(ア)及び(イ)の各金額の合計額であり、原告が平成27年分確定申告書第一表に記載した課税される所得金額に対する税額と同額である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 280万7790円
上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額1316万3000円に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である。
- (イ) 課税分離長期譲渡所得の金額に対する税額 1719万6000円
上記金額は、前記エ(イ)の課税分離長期譲渡所得の金額1億1464万0000円に、租税特別措置法(平成30年法律第7号による改正前のもの。以下「措置法」という。)31条1項の規定を適用して算出した金額である。
- カ 復興特別所得税額 42万0079円
上記金額は、前記オの課税される所得金額に対する税額2000万3790円に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する租税特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)13条の規定を適用して算出した金額であり、原告が平成27年分確定申告書第一表に記載した復興特別所得税額と同額である。
- キ 源泉徴収税額 10万4100円
上記金額は、原告が平成27年分確定申告書第一表に記載した源泉徴収税額と同額であ

る。

ク 納付すべき税額 2031万9700円

上記金額は、前記オの課税される所得金額に対する税額2000万3790円及び前記カの復興特別所得税額42万0079円を合計した金額から、前記キの源泉徴収税額10万4100円を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記（2）及び（3）の各ケにおいて同じ。）であり、原告が平成27年分確定申告書第一表に記載した納付すべき税額と同額である。

（2）平成28年分

ア 総所得金額 842万7210円

上記金額は、原告が平成28年分確定申告書第一表に記載した総所得金額と同額である。

イ 分離長期譲渡所得の金額 1億1943万6850円

上記金額は、原告が平成28年分確定申告書第三表に記載した分離長期譲渡所得の金額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 108万8983円

上記金額は、原告が平成28年分確定申告書第一表に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

（ア）課税総所得金額 733万8000円

上記金額は、前記アの総所得金額842万7210円から前記ウの所得控除の額の合計額108万8983円を控除した後の金額であり、原告が平成28年分確定申告書第三表に記載した課税総所得金額と同額である。

（イ）課税分離長期譲渡所得の金額 1億1943万6000円

上記金額は、前記イの分離課税の長期譲渡所得の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）であり、原告が平成28年分確定申告書第三表に記載した課税分離長期譲渡所得の金額と同額である。

オ 課税される所得金額に対する税額 1896万7140円

上記金額は、下記の（ア）及び（イ）の各金額の合計額であり、原告が平成28年分確定申告書第一表に記載した課税される所得金額に対する税額と同額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 105万1740円

上記金額は、前記エ（ア）の課税総所得金額733万8000円に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である。

（イ）課税分離長期譲渡所得の金額に対する税額 1791万5400円

上記金額は、前記エ（イ）の課税分離長期譲渡所得の金額1億1943万6000円に、措置法31条1項の規定を適用して算出した金額である。

カ 復興特別所得税額 39万8309円

上記金額は、前記オの課税される所得金額に対する税額1896万7140円に、復興財源確保法13条の規定を適用して算出した金額であり、原告が平成28年分確定申告書第一表に記載した復興特別所得税額と同額である。

キ 源泉徴収税額 7万8200円

上記金額は、原告が平成28年分確定申告書第一表に記載した源泉徴収税額と同額であ

る。

ク 予定納税額 184万1600円

上記金額は、原告の平成28年分の所得税等に係る予定納税額（第1期及び第2期の合計額）である。

ケ 納付すべき税額 1744万5600円

上記金額は、前記オの課税される所得金額に対する税額1896万7140円及び前記カの復興特別所得税額39万8309円を合計した金額から、前記キの源泉徴収税額7万8200円及び前記クの予定納税額184万1600円を控除した金額である。

(3) 平成29年分

ア 総所得金額 256万0311円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書第一表に記載した総所得金額と同額である。

イ 分離長期譲渡所得の金額 1億2101万8000円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書第三表に記載した分離長期譲渡所得の金額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 101万4835円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書第一表に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

(ア) 課税総所得金額 154万5000円

上記金額は、前記アの総所得金額256万0311円から前記ウの所得控除の額の合計額101万4835円を控除した後の金額であり、原告が平成29年分確定申告書第三表に記載した課税総所得金額と同額である。

(イ) 課税分離長期譲渡所得の金額 1億2101万8000円

上記金額は、前記イの分離課税の長期譲渡所得の金額であり、原告が平成29年分確定申告書第三表に記載した課税分離長期譲渡所得の金額と同額である。

オ 課税される所得金額に対する税額 1822万9950円

上記金額は、下記の(ア)及び(イ)の各金額の合計額であり、原告が平成29年分確定申告書第一表に記載した課税される所得金額に対する税額と同額である

(ア) 課税総所得金額に対する税額 7万7250円

上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額154万5000円に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である。

(イ) 課税分離長期譲渡所得の金額に対する税額 1815万2700円

上記金額は、前記エ(イ)の課税分離長期譲渡所得の金額1億2101万8000円に、措置法31条1項の規定を適用して算出した金額である。

カ 復興特別所得税額 38万2828円

上記金額は、前記オの課税される所得金額に対する税額1822万9950円に、復興財源確保法13条の規定を適用して算出した金額であり、原告が平成29年分確定申告書第一表に記載した復興特別所得税額と同額である。

キ 源泉徴収税額 7万3000円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書第一表に記載した源泉徴収税額と同額であ

る。

ク 予定納税額 66万3600円

上記金額は、原告の平成29年分の所得税等に係る予定納税額（第1期及び第2期の合計額）である。

ケ 納付すべき税額 1787万6100円

上記金額は、前記オの課税される所得金額に対する税額1822万9950円及び前記カの復興特別所得税額38万2828円を合計した金額から、前記キの源泉徴収税額7万3000円及び前記クの予定納税額66万3600円を控除した金額である。

2 本件各通知処分 of 適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各年分における所得税等の納付すべき税額は、前記

1 (1) ク並びに (2) 及び (3) の各ケで述べたとおり、それぞれ、

平成27年分 2031万9700円

平成28年分 1744万5600円

平成29年分 1787万6100円

であるところ、上記各金額は、いずれも本件各更正請求の直前の申告又は更正処分（平成27年分は、平成27年分確定申告書、平成28年分は、平成28年分更正処分、平成29年分は、平成29年分更正処分）に係る納付すべき税額といずれも同額であるから、原告が行った本件各更正の請求に理由がないとして行われた本件各通知処分はいずれも適法である。

以上

別表1 平成27年分通知処分に係る経緯等

項目		確定申告	平成27年分 更正の請求	平成27年分 通知処分	再調査請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
申告等の年月日		平成28年3月16日	平成30年11月16日	令和元年5月22日	令和元年6月9日付け	令和元年8月30日	令和元年9月16日	令和2年6月4日
	総所得金額 (② + ③)	① 14,311,376	14,311,376	その更正をすべき理由がない旨の通知	平成27年分通知処分の全部取消し	棄	平成27年分通知処分の全部取消し	棄
内訳	不動産所得の金額	② 11,168,176	11,168,176					
	給与所得の金額	③ 3,143,200	3,143,200					
	分離長期譲渡所得の金額	④ 114,640,000	114,640,000					
	所得控除の額の合計額 (⑥ + ⑦)	⑤ 1,147,738	105,252,601					
内訳	雑損控除	⑥ -	104,104,863					
	その他の所得控除の額の合計金額	⑦ 1,147,738	1,147,738					
	課税総所得金額 (① - ⑤)	⑧ 13,163,000	0					
	課税分離長期譲渡所得金額	⑨ 114,640,000	23,698,000					
	⑧に対する税額	⑩ 2,807,790	0					
	⑨に対する税額	⑪ 17,196,000	3,554,700					
	基準所得税額 (⑩ + ⑪)	⑫ 20,003,790	3,554,700					
	復興特別所得税の額 (⑫ × 2.1%)	⑬ 420,079	74,648					
	源泉徴収税額	⑭ 104,100	104,100					
	予定納税額	⑮						
	納付すべき税額 (⑫ + ⑬ - ⑭ - ⑮)	⑯ 20,319,700	3,525,200					

(注1)「課税総所得金額」及び「課税分離長期譲渡所得金額」(上記⑧及び⑨欄)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項。以下、別表1-2及び1-3において同じ。)

(注2)「納付すべき税額」(⑯欄)の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2項。以下、別表1-2及び1-3において同じ。)

別表2 平成28年分通知処分に係る経緯等

項 目		確定申告	更正処分	平成28年分 更正の請求	平成28年分 通知処分	再調査請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
申告等の年月日		平成29年3月14日	平成29年7月28日	平成30年11月16日	令和元年5月22日	令和元年6月9日付け	令和元年8月30日	令和元年9月16日	令和2年6月4日
総所得金額 (② + ③)		① 8,427,210	8,427,210	8,427,210	その更正をすべき理由がない旨の通知	平成28年分通知処分の全部取消し	棄	平成28年分通知処分の全部取消し	棄
内訳	不動産所得の金額	② 5,805,610	5,805,610	5,805,610					
	給与所得の金額	③ 2,621,600	2,621,600	2,621,600					
分離長期譲渡所得の金額		④ 119,436,850	119,436,850	119,436,850					
所得控除の額の合計額 (⑥ + ⑦)		⑤ 1,088,983	1,088,983	101,325,577					
内訳	雑損控除	⑥ -	-	100,236,594					
	その他の所得控除の 合計金額	⑦ 1,088,983	1,088,983	1,088,983					
課税総所得金額 (① - ⑤)		⑧ 7,338,000	7,338,000	0					
課税分離長期譲渡所得金額		⑨ 119,436,000	119,436,000	26,538,000					
⑧に対する税額		⑩ 1,051,740	1,051,740	0					
⑨に対する税額		⑪ 17,915,400	17,915,400	3,980,700					
基準所得税額 (⑩ + ⑪)		⑫ 18,967,140	18,967,140	3,980,700					
復興特別所得税の額 (⑫ × 2.1%)		⑬ 398,309	398,309	83,594					
源泉徴収税額		⑭ 78,200	78,200	78,200					
予定納税額		⑮ 0	1,841,600	0					
納付すべき税額 (⑫ + ⑬ - ⑭ - ⑮)		⑯ 19,287,200	17,445,600	3,986,000					

別表3 平成29年分通知処分に係る経緯等

項目		確定申告	更正の請求	更正処分	平成29年分 更正の請求	平成29年分 通知処分	再調査請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
申告等の年月日		平成30年3月4日	平成30年7月23日	平成30年8月28日	平成30年11月16日	令和元年5月22日	令和元年6月9日付け	令和元年8月30日	令和元年9月16日	令和2年6月4日
	総所得金額 (② + ③)	① 2,560,311	2,560,311	2,560,311	2,560,311	その更正をすべき理由がない旨の通知	平成29年分通知処分の全部取消し	棄却	平成29年分通知処分の全部取消し	棄却
内訳	不動産所得の金額	② 114,711	114,711	✓ 114,711	114,711					
	給与所得の金額	③ 2,445,600	2,445,600	2,445,600	2,445,600					
	分離長期譲渡所得の金額	④ 121,018,000	121,018,000	121,018,000	121,018,000					
	所得控除の額の合計額 (⑥ + ⑦)	⑤ 1,014,835	1,014,835	1,014,835	106,177,004					
内訳	雑損控除	⑥ -	-	-	106,162,169					
	その他の所得控除の額の合計金額	⑦ 1,014,835	1,014,835	1,014,835	1,014,835					
	課税総所得金額 (① - ⑤)	⑧ 1,545,000	1,545,000	1,545,000	0					
	課税分離長期譲渡所得金額	⑨ 121,018,000	121,018,000	121,018,000	17,401,000					
	⑧に対する税額	⑩ 77,250	77,250	77,250	0					
	⑨に対する税額	⑪ 18,152,700	18,152,700	18,152,700	2,610,150					
	基準所得税額 (⑩ + ⑪)	⑫ 18,229,950	18,229,950	18,229,950	2,610,150					
	復興特別所得税の額 (⑫ × 2.1%)	⑬ 382,828	382,828	382,828	54,813					
	源泉徴収税額	⑭ 73,000	73,000	73,000	73,000					
	予定納税額	⑮ 0	663,600	663,600	663,600					
	納付すべき税額 (⑫ + ⑬ - ⑭ - ⑮)	⑯ 18,539,700	17,876,100	17,876,100	1,928,300					